

阿賀野市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月2日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

1 指定納付受託者の名称及び住所

- (1) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷3丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- (2) 第四北越ジェーシービーカード株式会社
新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号
- (3) 第四ディーシーカード株式会社
新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号 だいし海上ビル
- (4) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
- (5) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- (6) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号
- (7) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- (8) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13階
- (9) GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3
- (10) 株式会社JALUX
東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス12階
- (11) アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒1-8-1
- (12) 株式会社DMC aizu
福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
ふるさと阿賀野市応援寄附金3 指定納付受託者を指定した日
令和7年4月1日4 指定納付受託者が納付事務を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日